

成年被後見人に選挙権

「胸張って生きて」

裁判長、原告女性に直接声

「さまざまなハンディキャップを負う多数の国民も、わが国の主権者である」とはいうまでもない。成年被後見人が付く選挙権を失うことは公職選挙法の規定を「違憲」と判断、安易な制限に警鐘を鳴らした14日の東京地裁判決。判決言い渡し後、定塚裁判長は原告女性に「胸を張って生きて」と直接声をかけた。家族らは「名判決だ」と喜びを分かち合った。

(1面参照)

判決後、原告の名児耶匠さん(中央)とともに記者会見する父親の清吉さん(手前)。奥は母親の佳子さん。14日午後、東京・霞が関の司法記者クラブ



「どうぞ選挙権を行使して、社会に参加してください。堂々と胸を張って生きてください」。14日午後、東京地裁の103号法廷。判決要旨の朗読後、定塚裁判長が原告の名児耶匠さん(50)にこう語りかけると、見守った支援者の大きな拍手が鳴り響いた。

閉廷後の会見で父、清吉さん(81)は「裁判長の笑顔初めて見た」と目を細め、匠さんも「うれしかった」と口をそろえた。

匠さんは養護学校卒業後、30年近くにわたり雑貨のラベル貼りなどの仕事に従事。中程度の知的障害を抱えるが、ごく普通の日常生活を送ってきた。成人後は選挙公報を熱心に読み込み、欠かさず投票所に足を運んだ匠さん。しかし、清吉さんが匠さんの将来の財産管理に備え成年後見制度の利用を申し立て、後見人に選任された後の平成19年の参院選を機に、選挙案内の届がきは届かなくなった。謝

る両親に、匠さんは「いいよ」と寂しげにうなづいた。迎えた昨年12月の衆院選。投票所に出かけた清吉さんと母、佳子さん(80)の留守番をする匠さんに、帰省中の弟が何げなく尋ねた。「もう投票は済ませたの?」。匠さんは一瞬弟をにらみ、その後は下を向き押し黙った。「やっぱり、制度を利用しなければよかったのかな」。佳子さんは再び悔やんだという。

京都の原告側

「追い風に」

東京、埼玉の各地裁に提訴した原告に続き3例目として、平成23年6月に京都地裁に提訴した京都市中京区の知的障害者の男性(59)

第2387回近畿宝くじ (14日)	
▽1等	(3000万円)
08組	123945
▽1等の前後賞	(100万円)
▽1等の組違い賞	(5万円)
▽2等	(100万円)
組下1ケタ	139418
7組	161589
▽3等	(10万円)
各組共通	161589
▽4等	(1万円)
下4ケタ	9163
▽5等	(3000円)
下5ケタ	727
▽6等	(1000円)
下6ケタ	006
▽7等	(100円)
下7ケタ	84
下1ケタ	5
第3586回数字選択式全国自治宝くじナンバーズ (14日)	
【ナンバーズ3】	
▽ストレート	528

【憲法の趣旨】

選挙権は国政参加の機会を保障する基本的権利で、民主主義の根幹を成す。憲法も、投票によって政治参加の権利を保障し、人種や信条などで差別してはならないと定めている。

憲法の趣旨に鑑みれば、選挙権やその行使を制限することは原則として許されない。制限するに、選挙の公正確保が不可能か著しく困難と認められる「やむを得ない事情」がなければならぬ。

【やむを得ない事情があるか】

選挙権の行使に足る能力を欠く者に権利を付与しないのは立法目的として合理性を欠くとはいえないが、民法は被後見人をそのような人とは異なる存在と位置付けていることは明らかだ。

成年後見制度は自らの財産などを適切に管理・処分する能力が乏しい人が不利益を被ることを防ぐ

■判決要旨■

ために設けられた。後見開始の審判の際に判断されるのは、財産を管理・処分する能力の有無であり、選挙権を行使する能力とは異なる。被後見人が給して選挙権を行使する能力を欠くわけではないことは明らかである。

国民には障害者や老化に伴って判断能力が低下している人などさまざまなハンディキャップを負う人が多数存在する。そのような人もわが国の主権者なのはそのようでもなく、選挙権を奪うのは極めて例外的な場合に限られる。

国が主張するように、選挙権を行使する能力を持たない人に権利を付与すると不正・不適正な投票が行われることがあり得る。しかし、それによって選挙の公正さが害される恐れは見いださず、被後見人から選挙権を剝奪しなければ、選挙の公正確保が不可能ないし著しく困難とは認めがたい。

【国会の立法裁量】

国は選挙のたびに、能力を個別に審査する制度の創設は事実上困難だから、後見制度を借用せざるを得ないと主張するが、実際の運用に困難が伴うからといって、制度の趣旨が異なる後見制度を借用して、被後見人から一律に選挙権を奪うことがやむを得ないとはいえない。

国は公職選挙法の規定について、立法裁量の逸脱乱用はないから合憲と主張する。しかし、国会に一定の裁量があっても憲法に違反する立法はできないことは明らかだ。やむを得ない事情がないのに選挙権を制限することは、立法裁量の限界を超えて違憲だ。

【結論】

被後見人は選挙権を持たないとした公職選挙法の規定は憲法違反であり、無効。原告には選挙権がある」と認められる。